

医科点数表第2章第10部手術通則第5及び第6号に掲げる手術等の施設基準等
2025年1月1日～2025年12月31日

手術区分	手術名称	手術件数
区分1	ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	6
	イ. 黄斑下手術等	1
	ウ. 鼓室形成手術等	0
	エ. 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	3
区分2	ア. 靭帯断裂形成手術等	6
	イ. 水頭症手術等	21
	ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ. 尿道形成手術等	0
	オ. 角膜移植術	0
	カ. 肝切除術等	4
	キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	2
区分3	ア. 上顎骨形成術等	0
	イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ. パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ. 母指化手術等	0
	オ. 内反足手術等	0
	カ. 食道切除再建術等	1
	キ. 同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	309
区分5(その他)	ア. 人工関節置換術	133
	イ. 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	43
	エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	オ. 経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	2
	オ. 経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	3
	オ. 経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	22
	オ. 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	オ. 経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	22
	オ. 経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	12
	オ. 経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	94